

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して「臨時特別給付金」を支給します。

- ▶ **対象** = ①住民税非課税世帯の方、②家計急変世帯の方
- ▶ **支給額** = 1世帯当たり10万円

①住民税非課税世帯の方

▶ **支給対象** = 基準日（令和3年12月10日）において、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯の世帯主

※令和3年度住民税とは：令和2年1月～12月の収入に基づき課税される住民税

- ▶ **支給手続** = (1) 世帯全員が、令和3年1月1日以前から引き続き市内にお住まいの場合：対象となる世帯には、市から確認書を送付しましたので、内容を確認して返信してください。
- (2) 世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合：申請が必要です。

▶ **受付期間** = (1) 確認書発行日から3カ月 (2) 令和4年9月30日(金)まで

②家計急変世帯の方

▶ **支給対象** = ①以外の世帯で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、同一の世帯全員が①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯の世帯主

▶ **支給手続** = 申請が必要です。申請書に必要事項を記入して、添付書類（新型コロナウイルス感染症により家計が急変したことが分かる資料など）とともにご提出ください。

▶ **受付期間** = 令和4年2月25日(金)～9月30日(金)

▶ 申請時の注意事項 =

- ・①または②に該当する場合でも、住民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等のみで構成されている世帯は対象になりません。
- ・申請書は、市ホームページからダウンロードいただくか、社会福祉課（2階）、各行政センター、各支所、佐野市社会福祉協議会で配布しています。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での申請にご協力ください。
- ・申請には添付書類（預金通帳など）および本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証など）の写しが必要になります。
- ・給付金の支給までには受け付けから1カ月程度かかります。なお、審査の結果によっては、不支給になる場合があります。また、申請受付期間終了後は受け付けできませんので、ご了承ください。



■ **問合せ** = 佐野市臨時特別給付金コールセンター ☎0570(008)860
 （午前8時30分～午後5時30分）※土曜・日曜・祝日を除く
 ※電話がつながりにくい場合は、時間を置いてかけ直してください

コンタクトレンズ研究所
大野眼科クリニック
 佐野市赤坂町948-1
 （西産業道路・フレッセイ西）
 ☎(0283)23-0381

遺言 **あんしん相続セミナー** **参加無料**
相続
 贈与
 <日時> **3/13日** PM1:30～3:00 (開場 1:00)
 <テーマ> 遺言書とエンディングノート
 ～想いを伝えましょう～
 <会場> 小山城南市民交流センター
 小山市東城南4-1-12 ゆめまち2階会議室
 お申込・お問合せ
 一般社団法人 **相続相談あんしんプラザ** **無料相談実施中**
 お気軽にお電話を! ☎ **0285-38-9550** **予約制**

催し物などが中止や延期となる可能性があります。いただくか、担当部署にお問い合わせください。



春の火災予防運動実施について

■問合せ＝消防本部予防課 ☎(23)9910

3月1日(火)から7日(月)まで全国一斉に実施します。暖房器具など火気を取り扱う機会が多く、空気が乾燥して火災が起こりやすい時季です。特に、たき火などが原因の火災が頻繁に発生していますので、火の取り扱いには十分に注意してください。

たき火などからの火災事例と対策

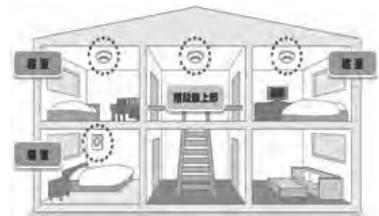
風がなく穏やかな日にたき火をして「風がないから安全だ」とその場を離れたことにより、建物へ燃え移った。

【対策】

- ①絶対に離れない!
 - ②消火用具を用意して、最後は完全に消火する!
- ※ごみは焼却せずに、ごみステーションへ出して下さい

住宅用火災警報器の設置

全ての住宅に、住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。設置する場所は、全ての寝室と、寝室が2階以上にある場合には階段の踊り場です。設置後、10年を目安に交換をおすすめします。



企業説明会・就職応援セミナー・巡回相談会

- ▼日程 3月24日(木)
 - ▼場所 栃木県庁足利庁舎
 - 企業説明会
 - ▼時間 午前9時15分～10時30分
 - ▼会場 大会議室(4階)
 - ▼内容 足利市・佐野市内に就業場所のある企業3～5社 ※1社当たり原則25分。参加企業は足利労働事務所ホームページをご覧ください
 - 就職応援セミナー
 - ▼時間 午前10時30分～正午
 - ▼会場 403会議室(4階)
 - ▼内容 応募書類作成と面接のコツなど就職に役立つ知識
 - 巡回相談会
 - ▼時間 午後1時～4時
 - ▼会場 403会議室(4階)
 - ▼内容 就職活動へのアドバイス、適職相談、履歴書の書き方、面接の受け方
- ※就職応援セミナーおよび巡回相談会は雇用保険受給中の就職活動実績になります
- 申 3月23日(水)午後4時までに
同 事務所
☎ 0284(41)1241



軽自動車税(種別割)の申告は3月中に

- 軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日時点での所有者に1年分が課税されます(4月1日に車両を取得した場合でも1年分が課税されます)。自動車税とは異なり月割課税ではありません。すでに車両を処分、譲渡した場合は、必ず3月中に申告を行ってください。納税通知書は5月中旬に送付します。
- 【車種別の手続先】
- ▼原動機付自転車(125cc以下のバイク、ミニカー)、小型特殊自動車 市民税課(2階)、田沼・葛生行政センター、各支所
 - ▼軽二輪および二輪の小型自動車(125ccを超えるバイク) 佐野自動車検査登録事務所(下羽田町)
 - ☎ 050(5540)2020
 - ▼軽自動車 軽自動車検査協会 栃木事務所佐野支所(下羽田町)
 - ☎ 050(3816)3108
 - 問 同課 ☎ 3007

 <p>永代供養墓</p> <p>合同墓(1名様) 10万円</p>	 <p>永代樹木葬</p> <p>合同墓(1名様) 15万円</p>	 <p>永代五輪供養塔</p> <p>1墓(2名様) 120万円</p>
<p>宗旨宗派不問 年間管理費不要 生前受付</p> <p>佐野大仏 観音寺</p> <p>〒327-0015 栃木県佐野市金井上町2237</p>		
<p>土・日・祝もご見学開催中</p> <p>mail info@kuyounosato.com 観音寺:管理事務所/事務局:供養の郷 東武佐野駅より徒歩8分 佐野駅より関東バス「佐野/除け大師」バス停下車すぐ</p> <p>☎ 0283-25-8535</p>		
<p>永代樹木葬なら</p> <p>ペットと一緒に 入れる区画ございます</p>		

